

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者 様

事業者 特定非営利活動法人 のぞみ

ヘルパーステーションのぞみ 重要事項説明書

様(以下「利用者」という。)に対するサービスの提供開始にあたり、
当事業者が説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 のぞみ
- (2) 法人所在地 横須賀市佐原5-4-5-508
- (3) 電話 046-835-4414
- (4) 代表者氏名 野元 司
- (5) 設立年月 平成14年6月10日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護 指定介護予防訪問介護
平成21年12月 1 日指定
神奈川県指定
- (2) 事業所の所在地 横浜市瀬谷区中屋敷1-24-1リフレ瀬谷
- (3) 電話 045-489-9315
- (4) 事業所管理者 菅野 英樹
- (5) 開設年月 平成21年12月1日

3. 実施地域及び営業時間

- (1) 実施地域 瀬谷区 * 地域外もご希望があればご相談下さい。
- (2) 営業日時

営業日	月曜～日曜(祝日含む)
営業時間	8:00～18:00

4. 職員の体制

当事業所の職員体制は次の通りです。

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	名	1名
サービス提供責任者	1名	名	1名
ホームヘルパー	名	5名	5名

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では利用者に介護保険法で定めるサービスを提供します。

サービスの概要及び内容は以下の通りです。

【サービスの概要】

＊身体介護・・・入浴、排泄、食事等の介護を行います。

＊生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物など日常生活のお世話をします。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び回数は居宅サービス計画を踏まえ訪問介護計画に定められます。

【サービス内容】

＊身体介護

入浴介助・・・入浴直後の健康チェック、浴室の環境を整え、お声かけをしながら状態観察し、介助します。

入浴困難な方は一部、全身清拭を行います。

排泄介助・・・排泄介助、おむつ交換などを行います。

食事介助・・・食事習慣、身体機能を確認し、見守りや介助を行います。

体位交換・・・身体状況を確認し、局所への圧迫を取り除き血行を良くするため、状態に合わせて体交、時間、用具を取り入れて行います。

外出介助・・・買い物同行、歩行見守り、車いす介助を行います。

＊生活援助

買い物・・・依頼された物をメモし購入します。依頼、預かり金、購入、釣銭を記入し報告します。

調理・・・身体状況を把握し、本人の希望を取り入れて調理を行います。

掃除・・・利用者個人の生活習慣を大切にしながら、計画的にそれぞれの場所にふさわしい方法で行います

6. サービス利用料金

(1) 訪問介護料金表

* 身体介護中心

横浜市地域単価:11.12円

時 間	単位数	利用者負担 (1割負担)円	利用者負担 (2割負担)円	利用者負担 (3割負担)円
20分未満	163	181	362	543
20分以上 30分未満	244	271	542	813
30分以上 1時間未満	387	430	860	1291
1時間以上 1時間30分未満	567	631	1261	1892
以降30分増す毎に算定	82	91	182	273

* 生活援助中心

時 間	単位数	利用者負担 (1割負担)円	利用者負担 (2割負担)円	利用者負担 (3割負担)円
20分以上 45分未満	179	199	398	597
45分以上	220	245	489	734
身体介護に続く生活援助	65	72	145	217
訪問介護初回加算	200	223	445	668
緊急時訪問加算	100	112	223	334

- 1、基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- 2、料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- 3、やむを得ない事情等で、2人の訪問介護員がサービスを行う場合は、お客様の同意を得て2人分の料金となります。

(2)キャンセル

利用者のご都合で介護サービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- 1、ご利用の前日までの連絡は無料です。
- 2、上記時間以降にご連絡いただいた場合、当該基本料金の10%がかかります。
ただし、急病などの場合はキャンセル料はかかりません。

(3)交通費

サービスの提供上、必要な費用については実費を徴収します。また、当事業所通常の実施地域を超えて行うサービスに要した交通費は、実費を徴収致します。

(4)利用料金の支払い

(利用料)

介護保険上の規定に従い利用料金を算定し、サービス提供月の翌月15日までに請求書を送付します。

(利用者負担金)

原則、リフレ瀬谷からの請求とし、サービス提供月の25日までに、リフレ瀬谷から指定された口座に振り込み、またはリフレ瀬谷管理室へお支払いください。

サービス利用開始月の自己負担金につきましては翌月の自己負担金と合算し請求致します。

7. 事故発生の対応

事業者は、サービス提供にあたり訪問介護員が過失によりご契約者に損害を与えた場合は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

8. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び、災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び、災害に係る研修を年1回以上行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

9. 衛生管理等

- (1) 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び、備品等について、衛生的な管理に努めます。

10. 苦情相談窓口

サービスに関する相談、苦情については当事業所以外でも、次の窓口で対応しています。

- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 045-329-3447
- ・横浜市福祉局 高齢在宅支援課 045-671-2405
- ・ご担当介護支援専門員

11. 虐待防止に関する措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

12. ハラスメント防止に関する措置

事業者は、利用者へのハラスメント行為防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

また、利用者から以下の行為はハラスメントに該当する可能性があり、状況によりサービスを中止させて頂くことがあります、ご理解・ご了承ください。

○ 暴力又は乱暴な言動

- ・暴力的な行為、物を投げつける、刃物等を向ける、怒鳴る、奇声や大声を上げる、等

○ セクシャルハラスメント

- ・一方的に介護従事者の体を触る、抱きしめる
- ・卑猥な写真や画像を見せる、卑猥な言動をする、等

○ その他

- ・非常識な時間帯や異常な回数、電話をかける、また、メールを送信する、等

.

重要事項説明の証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名、捺印の上、各自その1通を保有するのとします。

年 月 日

訪問介護サービス及び介護予防訪問介護の提供にあたり、ご契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者：特定非営利活動法人 のぞみ
所在地：横須賀市佐原5-4-5-508
事業所：横浜市瀬谷区中屋敷1-24-1リフレ瀬谷
事業所名：ヘルパーステーション のぞみ
説明者：菅野 英樹 印

サービス契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け、本書1通の交付を受けました。

年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人（利用代理人を選任した場合）

住所

氏名

印